

中国・東南アジア等向け輸出コンテナ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）が、長崎港のコンテナ航路を利用する企業に対し、定期コンテナ航路がない「韓国以外の地域」への輸出について、コンテナ貨物の輸出に要する経費の一部を、予算の範囲内で助成することで、定期コンテナ航路が無い地域への輸出に関するトータルコストの減少を図り、長崎港の利用促進及び長崎港における輸出貨物の増加に繋げることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人事業者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社等との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できることを条件に、実質上の荷主を助成対象者とする。ただし、1TEUに満たない小口混載貨物は除く。 ※ 1TEUとは20フィートコンテナ貨物1個を指す。
(1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
(2) 長崎港において、「韓国以外の地域」に対し、当該年度内に輸出を行ったもの。
(輸出先については、船荷証券等にて確認を行うこととする。)

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、1TEUにつき、5,000円を助成することとする。なお、1FEUは、2TEUとして取り扱う。 ※1FEUとは40フィートコンテナ貨物1個を指す。
2 助成金の交付を受けようとする企業(以下「請求者」という。)に助成を交付する額は、1企業につき年37万5千円を上限とする。
3 助成金は予算の範囲内で、適正な請求書の受付日順に交付決定を行うものとし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。ただし、同一日に複数の請求書を受付けて請求額の累計が予算額を超過することとなる場合は、当該受付日の請求については予算残額を按分して交付するものとする。

(交付請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする企業（以下「請求者」という。）は、輸出を行った翌月末までに中国・東南アジア等向け輸出コンテナ助成金交付請求書（第1号様式）に別に定める書類を添えて、センターに提出するものとする。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
2 長崎港輸出コンテナ助成金又は長崎港コンテナ輸送トライアル助成金と併用することができる。

(交付決定)

第5条 センターは、前条第1項に定める適正な請求書を受理したときは、原則として、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、その旨当該請求者に中国・東南アジア等向け輸出コンテナ助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するとともに助成金を

交付し、不交付の場合は中国・東南アジア等向け輸出コンテナ助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第6条 センターは、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるほか、当制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日以降に長崎港を利用して輸出がなされたものに係る助成金から適用する。